

受付番号 第 号  
2013年6月11日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します。

質問番号 2番 答弁者 企画財政課長、市長

質問事項 男女平等施策の立脚点は後ろすぎないか

《質問要旨》憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて・・・性別、社会的身分又は門地により・・・経済的又は社会的関係において、差別されない。」と「国民の権利及び義務」の根本原則を明らかにしている。

とはいえ、平等の実態が伴わない日本の現実があるから、国や県も各地の市町村も施策を進めている。その場合に、基本的な立ち位置は最も重要なので、山県市の市長や市の男女平等の現状と今後を問う。

まず、企画財政課長に問う。

1. (1) 市の男女共同の推進に関する会議の検討内容や状況はどのようか。  
(2) 男女平等施策に関する条例の趣旨や内容の見込み、制定時期の予定はどのようか。

2. 「山県市男女共同プラン」の中には

第1次プランでは、「男女各委員の登用率目標30%」、

第2次プランでは、「女性委員の登用率目標35%」とある。

この30%から35%へと数値目標を上乗せした理由はなにか。

そもそも、第1次プランの成果として、スタート時「〇〇%」だったものが、終了時「〇〇%」の実績だったか。

そして、今時点では「〇〇%」の状態か。

(第1次プランは2007年度・H19年度から5年間)

(第2次プランは2012年度・H24年度から5年間)

以下、市長に、基本部分あるいは市役所機構における共通部分について問う。

3. 前項の「登用」という言葉には大きな問題を感じる。

言葉は大事である。「登」ということの原点には、「官(役所)が上、民(一般人)が下」などの価値観を前提に、人を官職などに取り立て、また、人をそれまでより高い地位に引き上げて用いる、というような意味あいがある。「登用」は上下関係の世界の言葉だ。

だから、憲法に言う「平等」社会を目指す政策において、この「登用する」という言葉は極めて不適切だ。

そこで提案する。「起用」という言葉は「今まで用いられなかった人を取り立てて用いること」等の意味がある。今後は、山県市役所の文書は、「登用」をやめ、「起用」という用語に統一すべきではないか。

4. そもそも、男女に関する施策は、現状が平等ではないからこれを改めようという積極性と将来改革の意識が基本にある。

自治体の男女共同施策の条例についてインターネットで見ると、「男女共同推進条例」などの名称は少なくない。他方で、「男女平等条例」「男女平等推進条例」「男女平等参画基本条例」なども少なくない。

「名は体を表す」、つまり、名称は、その中身や性質を的確に表すことが多いといわれる。

特に条例ともなれば名称は大事。

男女平等が実現していない社会だからこそ、条例を定めていこうというのが制定趣旨なのは当然。だから、名称も内容も将来を見越した目標を掲げるのが素直な考え方だ。

条例提案権を有する市長の方針として、「男女平等」を冠した条例名としてはどうか。

5. 防災という観点においても、男女共同、平等の理念や視点が不可欠なことが東日本大震災での避難や復興の経験から、より強く認識されている。

内閣府男女共同参画局がつい先日5月31日に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を発表した。

災害は、市全体に関わり、しかも、いつ来るかわからない以上、この指針の考え方を「市政全般」に速やかに採り入れていくべきではないか。

6. 「男女平等」の反面の一つの象徴がDV（配偶者からの暴力）ともいえる。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律／2002年施行）は、2007年7月に改正され、市町村は、DV防止と被害者の保護に関する「基本計画の策定」と「配偶者暴力相談支援センターの設置」について努力義務を負うことになった。

しかし、市は未だに「山根市の基本計画」を定めず、「配偶者暴力相談支援センター」も設置していない。原因につき、私には、市長の認識が薄いからだと映る。

市長として、策定及び設置していない理由は何か。

策定及び設置のための今後の進め方を明らかにされたい。

7. また、同法は、被害者保護を適切に行うため市町村や県、警察などの関係機関に連携、協力する努力義務を課し、岐阜県は警察や相談機関、弁護士、医療機関などが集う「協議会」を「市町村ごと」に設置するよう求めている。

しかし、市は未だに「協議会」を設置していない。原因につき、私には、市長の認識が薄いからだと映る。

市長として、設置していない理由は何か。

設置のための今後の進め方を明らかにされたい。

以上